

**Q.** 優良認定を取得した処理業者なら産廃の管理を全部任せてしまって良い？

**A.** いけません。産業廃棄物の管理責任はあくまで排出事業者にあります。

■優良認定を受けた処理業者の許可証例



**◇処理業者の優良認定は業者選択の基準の1つ**

優良産廃処理業者認定制度は平成23年4月から運用を開始した制度です。認定を受けた業者は上図のように、許可証のどこかに「優良」の印が押されます。この認定を受けるためには、会社情報を公開している、一定期間違法行為を行っていない、ISO14001などの環境マネジメントシステムを構築している、といった基準を満たさなければいけません。

そのため、この認定を受けている業者はコンプライアンスに対して一定以上の意識を持っていると言えます。ただし、この認定は不適正処理が行われないことを保証するものではなく、不適正処理が行われた際の排出事業者責任が免除されるものでもありません。

処理業者を選ぶ際の判断基準の1つとして優良認定を取得しているかを確認することは有効と言えますが、認定を持っているからといって、産廃の処分・管理を全て任せてしまうことには問題があると言えるでしょう。

今回のポイント

**優良認定は不適正処理しないことを保証するものではない**